令和4年5月1日

(適用範囲)

- 第1条 ベネシアンホテル白石蔵王(以下、当ホテル)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
 - 2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたと きは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものと します。

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項 を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
 - 2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
 - 2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
 - 3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当 し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたとき は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、 第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
 - 4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後 同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じるこ とがあります。
 - 2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

- 第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応 じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団 体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超 える負担を求められたとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(9) 保護者の許可のない未成年が宿泊するとき。

(宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することが できます。
 - 2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
 - 3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後12時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

- 第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の 風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又 は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その 他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団 体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、 宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は いただきません。

(宿泊の登録)

- 第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の 事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
 - 2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

- 第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から 翌午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合 においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが できます。
 - 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。しかし、翌日の宿泊が満室などの状況がある場合は、お断りすることもあります。
 - (1) 超過1時間までは、室料金の20%
 - (2) 超過2時間までは、室料金の30%
 - (3) 超過3時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル 内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(客室の清掃)

- 第11条 3 泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、該当客室の 清掃は原則として毎日行わせていただきます。
 - 2. お客様から清掃は不要である旨お申し出を受けた場合であって も、客室の衛生管理上少なくとも3日経過ごとに1回、客室の 清掃を行わせていただくものとします。
 - 但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができ るものとします。
 - 3. 前項の客室清掃について、お客様はこれを拒否できないともの とします

(宿泊継続の拒絶)

- 第12条 当ホテルは、お引受した宿泊期間中といえども次の場合は宿 泊の継続をお断りすることがあります。
- (2) 前条での利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第13条

- (1) 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災そのほかの理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件によるほかの宿泊施設をあっせんします。
- (2) 当ホテルの責に帰さない事由又は不可抗力により、宿泊者に対して客室の提供ができなくなった場合については前項の対象外として当ホテルはその責任を負いません。
- (3) 宿泊者がホテルに掲示した利用規則に従わない為に発生した事故 に関して、当ホテルはその責任を負いません。
- (4) 宿泊者が泥酔等で嘔吐や喫煙により寝具及びカーペット等汚し、 客室を使用不能にした場合その間にこうむった損害金及び当 該客室の使用出来るまでの損害金を請求させていただきます。 通常の使用でない乱暴な扱いにより客室内の器物破損が生じ た場合も同様です。
- (5) 当ホテルのフロントにてお預かりした貴重品以外の持ち物は宿泊 者自身で管理してください。万一の紛失・盗難に対してホテ ルは責任を負いかねますのでご注意ください。
- (6) 廊下および客室内で暖房用・炊事用・プレス用などの火器および アイロン等をご使用にならないで下さい。但し、ホテル備え付 けの器具を除きます。
- (7) ご宿泊以外の人を客室内に入らせたり、客室内の諸設備・諸物品 などを使用させたりしないで下さい。
- (8) 客室やロビーを事務所・営業所かわりに使用なさらないで下さい。
- (9) 廊下および客室内に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
 - (イ) 動物・鳥類
 - (ロ) 悪臭・強いにおいを発するもの
 - (ハ) 著しく多量の荷物
 - (二) 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
 - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲・刀剣類
- (10) 指定以外の客室内での喫煙 (JT製PloomTECH除く)の全面禁止。

(ホテル内の備品に関して)

- 第14条 当ホテルは、全ての宿泊者に対し、平等にサービスの付与を 目指しております。館内の備品は当ホテルが、全ての宿泊者 に快適に過ごしていただくために管理する財産です。
- (1) 当ホテル内の備品を、宿泊者が館外に持ち出したことが認められた場合は、賠償金を申受けます。
- (2) 客室にご用意しております、アメニティ(歯ブラシ等)はご自由 にお持ち帰りください。タオル類・ナイトウエアにつきまし てはお持ち帰りいただけません。

(ルームキーに関して)

第15条 ルームキー紛失の場合、実費 (¥3,000) ご負担いただきますのでご了承ください。

(忘れ物に関して)

第 16 条 当ホテルでは、お客様のお忘れ物につきましては、1 ヶ月間 保管させていただきますが、プライバシーの保護の観点からご 連絡は致しません。又、飲食物・新聞・雑誌等につきまして は即時処分させていただきますのでご了承ください。

(営業時間)

- 第17条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他 の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲 示、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。
 - (1) フロント・キャッシャー等サービス時間:

イ.門限 24:00〜翌5:00は玄関口自動ドアが施錠されます。しかし、チェックイン済みのルームキーカードをお持ちの場合は、玄関口自動ドアを解錠することが出来ます。

ロ.フロントサービス fェックインから24:00まで ハ.エクスチェンジサービス なし

(2) 飲食等(施設)サービス時間:

 イ.朝食
 06:30~09:30

 ロ.KEY 'Sカフェ
 10:00~17:00

 ハ.日本料理この花(昼)
 11:00~14:00

 ニ.日本料理この花(夜)
 17:00~22:00

 ホ.個亭この花
 17:00~不定期

 ※予告なく営業時間を変更する場合がございます。

- (3) 附帯サービス施設時間:
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することが あります。その場合には、適当な方法をもってお知らせしま す。

(料金の支払い)

- 第18条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げる ところによります。
 - 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた方法に より、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロン トにおいて行っていただきます。
 - 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、 宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は 申し受けます。

(当ホテルの責任)

- 第 19 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
 - 2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保 険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 第20条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、 宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿 泊施設をあっ旋するものとします。
 - 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

- 第 21 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは100万円を限度としてその損害を賠償します。
 - 2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、100万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第22条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
 - 2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が 当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が 判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとと もにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示 がない揚合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め1 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
 - 3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について の当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の

規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車の責任)

第23条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合・車両のキー の寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しする ものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は 過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第24条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、 当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第12条第1項関係)

		内 訳					
宿	宿泊						
泊客	泊料	①基本宿泊料(室料(及び室料+朝食等の飲食料))					
が	金						
支	追						
払	加	②追加飲食(①に含まれるものを除く)					
う	料						
~	金						
き	税	 消費税					
額	金	ID 只 ID					

- 備考1 基本宿泊料は、当ホテル公式サイト等に掲示する料金表によります。
 - 2 小学生以下の子供は、大人1名、ベッド1台につき小学生以下 の子供1名様まで添い寝無料とします。小学生以下でも大人 と添い寝ではなくベッド1台を使用する際には、大人料金と 同額となります。また中学生以上のお客様は、大人料金と同 額になります。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)・・・ホテル用

		不泊	出	前日	7日前
一般	14 名まで	100%	100%	50%	
団体	15~99 名	100%	100%	50%	10%
	100名以上	100%	100%	80%	20%

- (注)1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 - 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわりなく、 1日分(初日)の違約金を収受します。
 - 3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があった場合、 宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合 にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が 出た場合には切り上げる。)にあたる人数については違約金は いただきません。

(駐車の責任)

第25条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車輛の キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所を お貸しするものであって、車輛の管理責任まで負うもので はありません。